

平成 27 年 2 月 18 日
四国電力株式会社

賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき届出を行なった選択約款のスマート e プラン [タイプ H] (平成 27 年 4 月 1 日実施) において、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含んだ料金を算定し請求することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 2 の規定にもとづき賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金に関する説明)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 16 条第 1 項に定める賦課金とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい算定された金額といたします。